



近年、全国的に野生鳥獣による農業被害が増えており、市内でも、農作物を食べられたり、田畑を荒らされたりするなど、深刻な被害が発生しています。被害の実態や対策を知り、地域全体で鳥獣被害を防ぎましょう。
問い合わせ 農林水産課 元水 ☎532618

地域で防ごう 鳥獣被害

野生鳥獣による農業被害の実態

市では、猟友会に有害鳥獣の駆除を委託しています。猟友会の活動により、イノシシは平成27年度に114頭、28年度に179頭、29年度に201頭が駆除されました。29年度には、農業被害の実態を把握するため、農家を対象にアンケート調査を実施。その結果、イノシシやハクビシンなどによる稲、果樹、茶樹、いも類の被害の報告が約40件ありました。

それらを集計したところ、平成29年4月から平成30年3月末までの間に、101アールの面積で1万4828キロ、2823千円の被害があったことがわかりました。有害鳥獣の駆除をしても被害抑制は難しく、正確な被害額などの実態把握も困難な状況です。

<地域で行う3つの鳥獣被害対策>

- ①正しい知識と情報を共有する**
1人の農家が正しい対策をしても、他の農家にその情報がなければ、地域の中で被害が減ることはありません。例えば、「どの畑にハクビシンが出て、どの農作物を食べる」という情報を地域で共有していれば、全員で協力して対策をとることができます。
- ②田畑や集落などの周辺環境を整備する**
手入れがされていない山林や荒廃農地、廃屋などは、野生鳥獣の隠れ場所となります。また、収穫しない農作物をそのまま放置したり農地周辺に捨てたりすると、野生鳥獣を誘引し、意図せず餌付けをすることになります。
- ③野生鳥獣を入れない**
農地に野生鳥獣を侵入させないためには、ワイヤーメッシュ柵などの頑丈な柵で物理的に囲う必要があります。また、電気柵を適切に設置することにより、接触した野生鳥獣を電流で追い払うことができます。イノシシは地面を掘るのを好むので、柵はしっかり地中に埋め込む必要があります。メンテナンスのため、柵の内外に1~2mのスペースを空ければなりません。電気柵などの購入については、下表のような補助制度があります。

<電気柵などの購入に係る補助制度>

	J Aハイナン機械・資材等購入助成事業	鳥獣被害防止総合対策交付金事業 (国庫補助)
対象	農協組合員、組合員を構成員とする団体	受益戸数が3戸以上の農家
内容	農協から購入する電気柵(電気柵関連器具を含む)、防護柵、防鳥柵	ア:電気柵 イ:イノシシ用金網柵(ロール状) ウ:イノシシ用ワイヤーメッシュ柵(パネル状)
補助額	購入金額(税抜き)の7%または10万円のいずれか低い金額(千円未満の端数切捨て)	ア:上限単価124円/m(直営施工)、上限単価324円/m(委託施工) イ:上限単価1,480円/m(直営施工)、上限単価3,910円/m(委託施工) ウ:上限単価960円/m(直営施工)、上限単価2,380円/m(委託施工)
問い合わせ	ハイナン農業協同組合 営農企画課 ☎29539	牧之原市 農林水産課 特産係 ☎532618

実態調査に協力をお願いします
被害の実態を把握するため、引き続き鳥獣被害実態調査への協力をお願いします。調査用紙は、市役所榛原庁舎2階市民課、相良庁舎2階

農林水産課、ハイナン農業協同組合各営農経済センターおよび各支店にあります。また、被害が甚大な場合は、職員が直接圃場を確認し、被害対策の提案をさせていただきますので、気軽に相談してください。

産後のママにやさしいサービス 始まっています!

産後のママは幸せいばいな反面、出産による体の変化や大きな環境の変化に適応できず、体も心も疲弊する時期です。そんな頑張るママのため、牧之原市の新しい取り組みを紹介します。
問い合わせ 健康推進課 増田 ☎230027



1 産婦健康診査費 (2回分) を市が助成します

<産婦健康診査の内容>
医療機関の外來受診で、診察・尿検査・血圧測定・体重測定・問診・心の健康チェックを実施。

<助成内容>

区分	実施時期の目安	上限額
第1回	産後2週間	5,000円
第2回	産後1か月	5,000円

*上限額以上は自己負担になります。

<助成方法>
対象者には「産婦健康診査受診券」を交付(母子健康手帳交付時に同時交付または郵送)しますので、県内委託医療機関で利用してください。
*県内でも産婦健康診査を実施していない医療機関もあります。詳細は出産医療機関にお問い合わせください。
*出産医療機関で産婦健康診査を実施しない場合で、受診を希望する場合は、事前に市へお問い合わせください。

2 産後ケア事業の費用の一部を市が助成します

産後間もない時期に、心身のケアが必要なママに対して、医療機関などにおいて赤ちゃんと一緒に宿泊したり、または日帰りでママの身体的回復と心理的なケアを行う産後ケア事業を実施し、その費用の一部を市が負担します。

<対象>
牧之原市に住所を有する、出産後4か月未満の母と子で、次の要件にあてはまる人
●体調不良や育児不安がある ●祖父母などの支援が難しく、かつ一人での養育が困難で支援が必要

<ケアの内容>
・お母さんの体と心のケア
・授乳に関するケア
・育児相談、アドバイス

<種類・利用料金など>

種類	場所	利用料金 (1日)	注意事項
日帰り型	榛原総合病院 (牧之原市細江)	1,500円	時間 午前9時~午後5時 双子の場合、追加料金500円
	おはな助産院 (御前崎市白羽)	1,200円	時間 午前10時~午後3時
宿泊型	おはな助産院	5,400円	1泊2日

*非課税世帯は、自己負担額が料金の1/2となります。
*利用日数は7日以内です。



榛原総合病院の部屋イメージ



おはな助産院の部屋イメージ

<利用申し込み>
産後ケアの利用を希望する場合は、まずは市担当へ連絡してください。市保健師が面談し、お母さんの困りごとや不安を聞きとり、本事業の対象となるか総合的に判断した上で、利用の可否の決定および必要なサービスの紹介をさせていただきます。